

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：(一社) 千葉県バスケットボール協会]

[記載日：2025年12月11日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守するために、平成28年(2016年)に定款を制定し、その中に社員総会、理事会などの諸規定を定めて団体を運営している。法律事務所とも連携して隨時見直しを行っている。	A
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 定款に定めた事業運営にあたっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守した基本規程を定め運営している。法律事務所とも連携して隨時見直しを行っている。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 会長1名（法人上の代表理事）、副会長3名、専務理事1名、常務理事4名（以上9名を法人上の業務執行理事）をおいている。本年6月に社員総会にて役員改選を実施し、理事21名（内外部理事1名）を委嘱した。また、監事2名のうち1名を外部有識者に委嘱することができた。	A

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。

A

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

本協会の基本理念・活動理念・ミッションについては、策定したものを6月に開催する社員総会及びホームページ等にて公表している。また、ミッション達成に向けたアクションプランについても、毎月1回の業務執行理事における執行役員会にて、現状の分析や課題を把握し検討を加え、年4回の理事会に於いて提示している。

原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。

A

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

役員に対して年4回の理事会・年1回の社員総会時に研修への参加を促している。

(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。

A

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

チーム数が多く県全体で集まっての一斉教育は出来ないため、各カテゴリーの県レベルの諸会議（U12…4月、6月、9月、11月、1月、U15…5月、7月、11月、2月、U18…4月、12月、2月）において各地区への連絡・指導を行っている。その後、各地区において所属するチーム責任者へ伝達している。コーチについては指導者養成委員会の研修会のほか、インテグリティ委員会より「多様な視座から」を毎月メール配信によりコンプライアンス遵守・ハラスマント根絶の取り組みへの理解を促している。

原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。

A

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

業務委託している会計事務所と連携して、基本規程に定められた財務委員会において適切に会計処理を行っている。また、年1回、監事による監査を実施している。現在、執行役員会を中心に会計全般に係るオペレーションを作成し全体に示している。

(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。

A

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

毎年、県スポーツ協会、JBAのD-fund運用説明会に財務責任者や担当者が出席し、会計処理を適正に行っている。県内では各連盟・事業の財務担当者にJBAガイドラインを遵守して、適正に使用するように伝達を行っている。

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
基本規程に定められた財務委員会の業務として財務運用を行っている。弁護士・会計事務所・司法書士などの専門家の皆様に必要に応じてサポートを受けられるよう体制を整えている。弁護士事務所および会計事務所と業務委託契約を交わし、予算の作成・実行・決算報告の作成、税務報告、財務諸表の作成などを行い、理事会、社員総会において報告を行っている。	
原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
現在、JBAの指導のもとに作成している。今後、JBAの審査を受けた上で、本協会ホームページにおいて公開する予定である。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
組織図、役員一覧、また事業計画・競技会計画・理事会議事録等、定款・基本規程・規律規程・裁定規程・ガバナンスコード・プライバシーポリシーについても、理事会、社員総会の承認を経て、本協会ホームページにおいて公開している。	
原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
(1) 市協会との連携について	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
県内各地区協会の設立・整備をお願いし、現在24の市協会等と連携している。権限関係を定める規定はまだ無く、今後執行役員会および現在年3回開催している「各市協会合同会議」を通じて検討していく。	